

## 令和5年度（2023年度）第5回教育委員会（8月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）8月8日（火）  
午前9時30分から正午まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
- 議案第2号 県立特別支援学校小・中学部における令和6年度（2024年度）使用教科用図書採択について
- 議案第3号 県立ゆうあい中学校（夜間中学）における令和6年度（2024年度）使用教科用図書採択について
- 議案第4号 重大事態の調査の実施主体の決定について

#### （2）報告

- 報告（1） 熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和4年度（2022年度）対象）について
- 報告（2） 令和5年度（2023年度）全国学力・学習状況調査の結果について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、全て公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号まで、報告（1）及び報告（2）を公開で審議した。

#### （4）議事

○議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について

#### 教育政策課政策調整審議員

教育政策課です。議案第1号「熊本県教育委員会の点検及び評価報告書について」です。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとされていることから、御審議をお願いするものです。

本報告書案については、7月の定例教育委員会において、一度報告させていただいたものです。その後、第7回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を7月25日に開催し、外部有識者の皆様から御意見をいただきましたので、本日は、その概要と、今回の点検・評価の総括について御説明します。

お手元の資料、62ページを御覧ください。第2部教育プランに関連する教育施策の実施状況について、外部有識者の方からいただいた御意見のうち、主なものをまとめています。

「取組1 家庭の教育力の向上」について、「『親の学び』講座について、市町村教育委員会と更に連携し、各学校単位でも活動が広がるよう取り組んでいただきたい。」との御意見。「取組4 人権教育の充実」について、「教職員や子どもたちも、子どもの権利について学ぶことが必要。直接子どもが関わることに、今後、子どもの意見を聞くということが必要ではないか。」との御意見。「取組5 いじめへの対応」について、「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）が、誰かに話をする一つのツールになると思うので、周知していただきたい。」との御意見。「取組6 不登校への対応」について、「学校側のサポートがあるが、それが重荷にならないよう、不登校の子どもや保護者に寄り添った対応をお願いしたい。」との御意見。「取組24 教職員の人材確保、人材育成」について、「教員不足は子どもの学びに影響する。他県の取組等も参考にしながら、教員不足解消に向け、前向きに取り組んでいただきたい。」との御意見。「取組26 教育の情報化の推進」について、「今後のタブレットの更新については、県内どこの地域に住んでいても遅れがないように取り組んでいただきたい。」との御意見をいただきました。

このように、外部有識者の皆様に、いじめや不登校、教員不足への対応など、本県教育行政の諸課題について、専門的な知見に基づく御意見をいただきました。県教育委員会としては、これらの御意見を踏まえ、課題への対応に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

最後に、今回の点検・評価の総括です。事務局として、以下のとおり総括しました。「第1部 熊本県教育委員会の活動状況」については、「教育委員会の活動については、定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握（教職員の不足や高校魅力化など）、関係機関との意見交換などによる連携強化や、広報活動の充実など、引き続き積極的な活動に努めていく。」、「第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」については、「教育プランの指標については、15指標のうち、8指標が改善し、5指標が横ばい、2指標が悪化した。教育プランの計画期間は、令和5年度が最終年度となることから、今回の点検・評価を通じて把握した課題や、検討・推進委員会の御意見を踏まえて、改善した指標も含め、目標到達に向け、課題への対応及び取組の強化・加速化を図っていく。」としました。

7月の定例教育委員会における報告書案に以上の事項を追加し、報告書としたいと考えています。今後、1ページの最下段に記載しているとおり、9月県議会に報告することを予定しています。御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

報告書を拝見しました。いろいろな方面に対して検討・実践していただき、更に改善にもつながっているということがしっかり理解できました。

取組6の不登校への対応について、1つ質問です。「学校側のサポートがあるが、それが重荷にならないよう」という一文ですが、どのような点を重荷に感じられることがあるか、その点を教えてください。

#### 学校安全・安心推進課長

具体例としては、不登校の事案に対して、毎日学校に保護者から電話をして、今日出席する・しないということを連絡することについて、重荷に感じられる部分があり、このような御指摘があったものです。

#### 田口委員

今はネットも普及していますので、直接電話ではなく、他の手段も取ると良いのではないかと思います。

続けて、「取組24 教職員の人材確保」についてです。今年、熊本大学の理学部の学生の就職支援に関わらせていただきましたが、福岡出身の方が、神奈川県を受けるとおっしゃっていました。なぜその県を選んだのかを質問したところ、神奈川県は働き方改革が非常に進んでいるため、すごく安心して勤務することができることから、保護者も含めて、神奈川県を目指すことになったとのことでした。

いろいろな形で熊本県も取り組んでいただけていますが、なかなか結果に結びついていません。良い結果をもっとアピールしながら、熊本県もすごく良い環境というところを示さなければ、このような判断をされて、別の県の就職を希望する方が出てくる可能性があると思います。「他県の取組等も参考にしながら」というところで、神奈川県は見てみたのですが、担当課で、熊本県にも参考になるというものがあれば教えてください。

#### 学校人事課長

教員不足について、先般の検討・推進委員会において、委員の方からは、他県の取組の例として、大学訪問を教育委員会で行う際に、PTAの方も一緒に行って、いろいろな説明をされている県があるという御紹介をいただきました。

他県の例については、県教育委員会でも、教員採用試験の改善に向けた取組の中でいろいろと調べており、必要な改善は行っていますが、引き続き、他県の好事例を調査し、良いところを積極的に取り入れて改善につなげていきたいと思えます。

#### 田口委員

これをやりさえすれば、絶対改善するというものではないように思います。地域によって状況が違うので、そのまま熊本県で有効に働くものではないということもあるかと思います。「やれることは全てやり尽くす」ということを以前聞きましたので、是非、その方向で、今後も進めていただけたらと思います。

#### 三淵委員

不登校の対応ですが、「重荷にならないよう」というところで、子どもたちにとって、電話で「今日学校行きますか」と毎日行く・行かないを聞かれるだけでも、疲れ果てていくことがあります。そっとながらも、どこかで「登校しますか」というような声掛けや働き掛けは大事だと思います。子ども一人ひとり状況が違うと思いますので、そこに寄り添った対応が大事だと思います。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも介入しながら、是非、医療とも連携して対応してもらいたいと思います。

今月、佐賀で教育学部の先生も来られる九州学校保健学会があり、そのテーマが不登校になっています。来年、熊本でも、小児保健研究会で不登校をテーマに

勉強会をしようと思っていますので、そのような機会を通じ、学校の先生方にも、不登校とはどのようなもので、どのように対応したら良いかを勉強していただき、我々医療従事者もそこに発信していくということを考えたいと思います。

#### 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 県立特別支援学校小・中学部における令和6年度（2024年度）使用教科用図書の採択について

#### 特別支援教育課長

議案第2号「県立特別支援学校小・中学部における令和6年度（2024年度）使用教科用図書の採択について」御説明します。

提案理由は、令和6年度（2024年度）に県立特別支援学校で使用する教科用図書を、教育委員会において審議し、採択いただく必要があるためです。

次の2ページ、資料1を御覧ください。特別支援学校で使用する教科書には、①文部科学省検定済教科書と、②文部科学省著作教科書、③一般図書の3種類があります。

3ページ、資料2を御覧ください。採択の流れについては、学校が選んだ図書を特別支援教育課で点検の後、教科書採択委員会で審議し、教育委員会に諮る流れとなっています。

また、今回、小学部用の検定済教科書については、4年に1度の採択変更の年に当たりますので、合同選定委員会を開催し、学校代表者で小学部用の検定済教科書の選定も行っています。

それでは、採択案について説明します。4ページです。本日は、事前に送付した資料の中から、必要な箇所を抜粋したもので説明します。

まず、検定済教科書について説明します。4ページ「県立特別支援学校小・中学部における令和6年度（2024年度）使用教科用図書類数一覧」の上段の表を御覧ください。検定済教科書は、5校で選定されています。学校名の右に括弧書きで、盲学校は視覚障害の「視」、熊本聾学校は聴覚障がい「聴」というように、対象とする障がい種を記載しています。その右の使用教科の欄に「全」と表記している学校がありますが、これは全ての教科を選定しているという意味です。その右の欄に数字の記載がありますが、全ての教科の場合、小学部は13種類、中学部は16種類になります。

今回は、先ほど述べたとおり、小学部用が採択変更の年になります。準ずる教育を行う盲学校・熊本聾学校・松橋支援学校・松橋東支援学校・黒石原支援学校の5校から、各2人の教員、合計10人の審査委員を選出し、合同選定委員会を開催し、種目ごとに1者を選定しています。今回選定した文部科学省検定済教科書については、6ページを御覧ください。

説明の都合上前後しますが、9ページを御覧ください。熊本聾学校の一覧を載せています。小学部13種類、中学部16種類の教科書が選定されています。今回は、小学部用が採択変更の年になります。学習指導要領において、複数学年の指導内容が一体で示されている教科で、教科書が学年別に発行されている国語・

書写・音楽・英語・道徳は、第2・第4・第6学年については、採択変更前の発行者の新版教科書を使用する必要があります。合同選定委員会で選定した図書に加えて選定するなど、教科の内容の示され方等に従って、適宜選定を行っています。詳細を10ページ下、「備考について」で示していますので御確認下さい。以下、松橋支援学校・松橋東支援学校・黒石原支援学校も同様です。

次に 著作教科書について説明します。4ページ「県立特別支援学校小・中学部における令和6年度（2024年度）使用教科用図書種類数一覧」の下段の表です。著作教科書については、小中学部のある全ての学校17校で選定されています。

11ページを御覧ください。盲学校が小学部用に選定した著作教科書です。1番から28番までが、検定済教科書を点訳した点字教科書です。国語・社会・算数・理科・英語・道徳については、文部科学省が検定済教科書を発行している各者から1者を選定し、それを受けて、ボランティア団体等が点字教科書を作成して発行しているため、本県も必然として、この点字教科書を選定することとなります。

しかし、現時点で、どのボランティア団体等が、この点字教科書の発行者となるかが決まっていないため、発行者を未定としています。

また、この点字教科書のもとなる検定済教科書を原典と言い、これも選定する必要があります。

7ページを御覧ください。盲学校が選定している検定済教科書の選定案です。先ほど述べたとおり、国語・社会・算数・理科・英語・道徳については、文部科学省が検定済教科書を発行している各者から、点字教科書を作成する1者を選定しているため、それを原典として選定します。その他教科については、著作教科書の作成がないため、ボランティア団体等が作成する点字本を一般図書として選定します。そのため、その原本となる検定済教科書を選定します。点字本が作成されない種目（書写・図画工作・美術・生活）については、合同選定委員会で選定した図書を、検定済教科書として選定し、当該教科の内容に沿った点字本を、別途、一般図書として選定しています。また、点字本が作成されていない生活は、盲学校の教員が自作教材を作成して、指導しています。

続いて、13ページを御覧ください。熊本支援学校が選定した知的障がい者用の著作教科書です。「こくご」、「さんすう」などの教科名の後に、星印がついていますが、星の数は学習内容の段階を示しており、星が増えるほど、難しい内容になります。小学部では、星1つから3つまで、中学部では、星4つから5つまでといった取扱です。お手元に配付している見本本は、今年度初めて発行があった生活科の著作教科書です。生活科は、小学部のみの教科ですので、星1から星3まで作成されています。

配付している「せいかつ☆」を御覧ください。初めのページから順にめくると、見開きの絵が多く、絵が目飛び込んでくるような構成になっているのが分かります。

付箋①のページを御覧ください。学習指導要領に示された内容の安全に関して見てみると、この段階では、教師と一緒に取る適切な行動について、イラストで示してあります。

次に、「せいかつ☆☆」の付箋②を御覧ください。星2になると、児童が自分でできる行動について、イラストで示してあります。

次に、星3の付箋③を御覧ください。ここでは、例示をもとに、安全な行動を

自ら考え、表現する学習が設定してあるとおり、星の数と学習段階の関連があります。

5 ページを御覧ください。最後に、一般図書について御説明します。一般図書も、小中学部のある全ての学校 17 校で選定されています。学校ごとに選定数は異なりますが、全体では、小学部 800 種類、中学部 935 種類の図書が選定されています。各学校では、この採択希望図書の中から、児童生徒の実態に合わせて図書を給与します。

17 ページを御覧ください。熊本支援学校が小学部用に選定した一般図書の中から、75 番の開隆堂「職業・家庭たのしい職業科わたしの夢につながる」で御説明します。付箋④から⑥までが貼ってある見本本を御覧ください。この本は、知的障がい特別支援学校で多く活用されているものです。付箋④の目次をお開きください。「1 職業科で何を学習するの」から始まり、「2 はたらくってどんなこと」、「3 机をつくろう」など、職業に関する実践的・体験的な学習活動をとおして、より良い生活の実現に向けて、工夫する態度や能力の育成を目指していきます。

付箋⑤のページを御覧ください。ここでは、「はたらくってどんなこと」として、仕事の種類や仕事の内容に目を向け、どんな仕事をしたいかや、それには何が必要かについて考える学習内容が示してあります。

次に、付箋⑥のページを御覧ください。ここでは、「現場実習に行こう！」として、実際の仕事の場で働く体験をするために必要な事柄について学ぶ内容が示してあります。

時間をお取りしますので、他のページも御覧ください。

このように、具体的なイラストや、分かりやすい文章で示してあることで、子どもたちは要点をつかみやすくなります。学校や家庭での実際的な場面での学習と併せて繰り返し学ぶことで、基本的な生活習慣や適切な行動の取り方等を学ぶことができます。

その他、文字や数への関心を高める絵本や音、光など、感覚を使った学習に使う絵本など、児童生徒の学習段階に応じた図書が選定されています。

以上、特別支援学校で選定された 3 種類の教科用図書について説明しました。

採択案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

たくさんの教科書の中から、いろいろな視点で選定していただいたと思っています。少し気になったのが、普通学校との教科書の比較において、今回選定した一般図書は、デジタル情報が少ないような気がします。最後に説明にあった、音や光などを上手に使うって学習を進めるところにも関係してくると思いますが、特別支援学校等でのデジタル教科書や ICT 活用などは、どのくらい進んでいるか教えてください。

## 特別支援教育課長

ICT の活用については、1 人 1 台のタブレットを配付済みですので、様々な情報に触れながら、調べ学習等を日常的に取り入れて、学習の中で取り組んでいるところです。

デジタル教科書については、教科書の内容を電子的に記録したデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用、通常の紙の教科書に

加えて、デジタル教科書を使用することができると、学校教育法等の一部改正により使用が認められています。これらは必要に応じて、取り入れています。

また、音声教材としては、マルチメディアデージー教材なども、各学校で、一部活用しています。

今後も、指導内容の工夫等と併せて、取り組んでいきたいと思いをします。

#### **田口委員**

検定済教科書には、教科書の中にQRコードが埋め込んであり、子どもたちの学びを支援しているような感じがしますが、一般図書の職業・家庭科で選定している教科書には、全くそのようなものがないと思います。教科書選定においては、そのような視点も、今後御検討いただければと思います。

#### **特別支援教育課長**

ありがとうございます。

#### **三淵委員**

支援学校の生徒は、基礎疾患にもよりますが、能力の差がかなり幅広いと思います。そのような中で、いろいろと教科書を選ぶのは大変だと思います。

知的障がいのある生徒用に作成してある著作本で、星1や星2と、能力に応じて作成してあり、いろいろと考えて作成してあると思いました。

聾学校についてですが、医療が進み、人工内耳を埋め込んだ子どもたちが増えてきました。その子たちは、どのような聞こえ方をしているか私自身はよく分かりませんが、ある程度いろいろな音が聞こえて、特殊な教育も必要だと思いますが、その辺りについての現場の声はどうですか。

#### **特別支援教育課長**

補助機器としては、ロジャーという、口元で喋った音をそのまま電波に乗せて、人工内耳へ飛ばすシステムを使っているところもあります。また、手話を使って授業を行っています。

手話については、赴任したばかりの職員は、なかなか習得が難しいこともあります。聾教育の専門性向上のため、一人ひとりの職員が苦勞しながらも努力をして、手話を身につけて子どもたちとコミュニケーションを取るようにしています。やはり手話が、子どもたちとのコミュニケーションの基本になります。聾学校では、そのような専門性を高めるために取り組んでいます。

#### **教育長**

今回の小学部用教科用図書の全面改定で、これまでと出版社を変えたりされたと思いますが、どのぐらいの改定率か教えてください。

#### **特別支援教育課長**

合同選定委員会で、検定を受けた教科書全てについて、選定委員でチェックをし、どれが1番子どもたちにとって学びやすいか、教師が教えやすいかと、協議をしながら選定しました。選定した検定本の一覧を見ていただくと、例えば、資料9ページの聾学校を見ていただいても、結構変わっています。継続している図書もありますが、選定委員で内容について十分に審議し、最良の教科書を選定しています。

#### **教育長**

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 県立ゆうあい中学校（夜間中学）における令和6年度（2024年度）使用教科用図書の採択について

### 義務教育課長

義務教育課です。「県立ゆうあい中学校における令和6年度（2024年度）使用教科用図書の採択について」説明します。

まず、調査研究の方法及び選定意見書の見方について説明します。資料を御覧ください。調査研究の方法については、法令により、小中学校の教科書は4年に1度、採択替えを行うこととなっています。

現在、県立中学校及び市町村立中学校で使用されている教科書は、令和2年度（2020年度）に採択替えが行われています。

本年度は、教科書採択替えの年ではないため、県立中学校である「ゆうあい中学校」は、他の3つの県立中学校（県立玉名中学校・県立宇土中学校・県立八代中学校）で現在使用されているものと同じ教科書を使用することが可能です。

先月15日から30日までにかけて実施した入学希望者説明会に御参加いただいた方々と面談を行いました。生徒のニーズが他の3つの中学校とは異なることが想定されることから、ゆうあい中学校で令和6年度（2024年度）に使用する教科書については、現在3つの県立中学校が使用している教科書を基本としながらも、市町村立中学校で使用されている教科書も含めた調査研究を行うこととしました。

また、本県の県立及び市町村立中学校において既に使用されている教科書から選定することは、学校間で指導方法や指導上の留意点、教材の工夫等に係る情報共有がしやすくなり、ゆうあい中学校での教育活動の充実に資することができると考えています。

次に、選定意見書の見方について説明します。資料を御覧ください。各教科の意見書は、3つの項目で構成しています。

項目1は、各教科における発行者の紹介と、その中から県立中学校及び市町村立中学校で使用されている教科書の状況を示しています。

項目2は、県立中学校及び市町村立中学校で使用している教科書の特徴を示しています。示している内容は、主に、令和2年度（2020年度）に調査研究を行っているものです。

項目3は、ゆうあい中学校の生徒が使用する上で必要と考えられる視点を中心に、選定委員会で工夫されていると評価した教科書の特徴を示しています。

調査研究の視点について説明します。視点は3つです。

視点1つ目は、互いを尊重する姿勢を育む配慮です。理由は、ゆうあい中学校は、生活を含む多様な背景を持った生徒が在籍することが想定されますので、人権教育を踏まえ、互いを尊重する姿勢を育むような配慮が必要であると考えたためです。

視点2つ目は、見やすさ、基礎・基本の定着の工夫です。理由は、ゆうあい中学校には、10代から高齢者まで幅広い年齢層に加え、習熟度の幅が広いことが想定されますので、小学校の振り返りを含めた基礎的・基本的な学習ができるような工夫が必要であると考えたためです。

視点3つ目は、視覚的に理解できる工夫です。理由は、ゆうあい中学校には、



文字の読みに困難さを感じる生徒や、日本語指導が必要な外国籍の生徒等が在籍することが想定されますので、写真やイラスト等が効果的に用いられることをはじめとした興味・関心が高まり、視覚的に理解できるような工夫が必要であると考えたためです。

また、本日は、時間が限られていますので、3つの教科を例に、選定委員会としての意見を説明させていただきたいと考えています。

それでは、説明に入ります。説明します教科は、数学、理科、英語です。

まず、数学について説明します。選定意見書7ページを御覧ください。数学の教科書発行者は、東京書籍・大日本図書・学校図書・教育出版・啓林館・数研出版・本文教出版の7者があります。県立中学校では、数研出版を使用しています。また、市町村立中学校では、東京書籍が6管内で、大日本図서가1管内で、啓林館が4管内で使用されています。現在、県内で使用されている4発行者（数研出版・東京書籍・大日本図書・啓林館）の教科書については、2段目に記載しています。ゆうあい中学校においては、調査の視点を踏まえ、啓林館の教科書を評価しました。

評価した点について、2点説明します。3つ目のポツを御覧ください。巻末に「もっと練習しよう」を配置し、学習内容の着実な定着を図るための単元配列となっています。教科書は、付箋番号①の240ページから250ページまでを御覧ください。

ここでは、基礎・基本の問題が豊富に掲載されています。つまりいた場合は、どのページを振り返れば良いかが示されていて、主体的に学ぶことに加え、基礎・基本の定着につながるものとなっています。

選定意見書に戻っていただき、5つ目のポツを御覧ください。二次元コードによって、学習のヒントや答え合わせ等、視覚的に理解できるように、学習内容と関連した動画が豊富に示されています。

付箋番号②の見開き52ページ及び53ページを御覧ください。53ページの右上に二次元コードあります。この二次元コードから、解き方のヒントや解答を見ることができます。

実際に、前方のモニターを御覧ください。問題は、「下の数直線上で、 $A \cdot B \cdot C$ にあたる数を言いなさい。また、次の数を、数直線上に表しなさい。」というものです。これに対し、ヒントを押すと、このようにヒントが示されます。スタートを押すと、このように回答が示されます。

以上のことなどから、数学においては、啓林館が特に工夫されていると評価しました。数学の説明は以上です。

理科について説明します。理科の教科書発行者は、東京書籍・大日本図書・学校図書・教育出版・啓林館の5者があります。県立中学校では、啓林館を使用しています。また、市町村立中学校では、東京書籍が1管内で、大日本図서가8管内で、啓林館が2管内で使用されています。現在、県内で使用されている3発行者（東京書籍・大日本図書・啓林館）の教科書については、2段目に記載しています。ゆうあい中学校においては、啓林館の教科書を評価しました。

評価した点について、2点説明します。2つ目のポツを御覧ください。資料や写真が多く、大きめであり、図の位置も文章の周りに配置されていて、見やすい構成となっています。索引の数も、多く記載されています。

教科書は、付箋番号①の見開き48ページ及び49ページを御覧ください。無セキツイ動物に関する内容です。例えば、啓林館の付箋番号①の見開き48ペー

ジの左下には、カニと人の体のつくりの比較、49ページの右端には、節足動物の分類、付箋番号②の見開き50ページの左上段と下段には、実際の大きさが分かるように、写真に実際の寸法が表記されています。また、右ページ51ページには、動物全体の分類表が示されるなど、見やすく、理解しやすい構成となっています。

資料の4つ目のポツを御覧ください。二次元コードが随所に用いられていて、復習問題や関連動画サイト（NHK for school）などへの接続が可能となっているため、家庭学習へのつなぎもできるようになっています。

以上のことなどから、理科においては、啓林館が工夫されていると評価しました。理科の説明は以上です。

英語について説明します。英語の教科書発行者は、東京書籍・開隆堂・三省堂・教育出版・光村図書・啓林館の6者があります。県立中学校では、東京書籍を使用しています。また、市町村立中学校では、東京書籍が5管内、開隆堂が3管内、光村図書が3管内で使用されています。現在県内で使用されている3発行者（東京書籍・開隆堂・光村図書）の教科書については、2段目に記載しています。ゆうあい中学校においては、東京書籍の教科書を評価しました。

評価した点について、2点説明します。1つ目のポツを御覧ください。第3学年の巻頭には、SDGsについて紹介されており、ユニット1では、パラリンピックや車いすテニス選手、選手を支える科学技術等が紹介されています。また、ユニット5には、平和の大切さを考える題材が設定されています。

教科書は、付箋番号①の見開きページを御覧ください。SDGsについて紹介されています。また、ユニット1から6まで、関連した題材が取り上げられています。付箋番号②の13ページを御覧ください。このページには、上段に車いすテニスプレーヤーの国枝慎吾さん、上地結衣さんが紹介されています。次に、付箋番号③の15ページを御覧ください。このページには、レース用車いすの仕組みについて説明されています。付箋番号④の71ページを御覧ください。平和の大切さを考える題材が設定されています。このように写真を交えながら、単元の学びをとおして、互いを尊重する姿勢を育むことにつながる内容となっています。

3つ目のポツを御覧ください。イラストが豊富に活用され、教科書サイズが大版で見やすい配置となっています。他の発行者の教科書はAB版ですが、東京書籍の教科書はA4版サイズと大きいサイズとなっているため、特に1年生においては、全体的にイラストが多く掲載され、語彙密度が少なく、行間にゆとりがある配置となっていて、見やすくなっています。

以上のようなことなどから、英語においては、東京書籍が工夫されていると評価しました。英語の説明は以上です。

時間の都合上、3教科を例に御説明しましたが、以上のような調査結果から、各教科の教科書を選定しました。

なお、今回の選定で、現在3つの県立中学校で使用されている教科書と異なったのは、数学の1教科となります。

教科書採択結果については、後日県教育委員会ホームページに掲載予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

いろいろと御検討いただきありがとうございます。高校の教科書に比べて、中

学校の教科書は、各者そこまで難易度的に差がないと思いますので、この中から選ぶしかありませんが、夜間中学に入学される方々の実態を捉えた場合に、本当に中学校の教科書からスタートしても良いのかが課題として出てくるとと思います。

例えば、小学校の高学年から始めた方が良いという実態を把握したとしても、小学校の教科書は無償配付の対象にはならないという国の決まりがあります。それは、仕方がないこととしても、本県ではどのような対策を考えているか教えてください。

#### **義務教育課長**

教科書支給については、田口委員がおっしゃるとおり、中学校の教科書を採択するのが原則ですが、本当に生徒の実態は様々で、先日行いました入学希望者説明会で個別面談をする中でも、それをひしひしと感じたところです。

そのため、実際に授業で使用する採択教科書は中学校の教科書になりますが、副教材として、小学校の教科書を用意したり、先生方の自作教材を使用したりと、様々な工夫をしながら、それらを組み合わせて、授業を行うことになっていくことになると思います。

#### **田口委員**

御検討ありがとうございます。意欲のある方は、家でも勉強したいと思われると思います。教科書は、すごく検討されている良い教材だと思いますので、小学校の教科書も貸し出しができ、家庭学習にも使えるようなシステムを御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### **西山委員**

ゆうあい中学校の生徒にも、タブレットは支給されますか。

#### **義務教育課長**

はい。1人1台の支給の準備を進めています。

#### **西山委員**

ネット環境があれば、デジタルコンテンツ等を紹介されると良いのではないかと感じました。

#### **田浦議員**

私の記憶違いかもしれませんが、私が中学生の時は、中学校の教科書でアルファベットを習った気がしますが、今は小学校の頃から英語教育がなされているという前提で、この教科書を使用するということですか。

#### **義務教育課長**

現行の教育課程では、小学校に教科として英語が入ってくるのは小学校5年生です。中学1年生でも実際にアルファベットを書く練習はするとは思いますが、特に時間を多くとるということはないのが現状です。ゆうあい中学校に入学する生徒を考えた場合、どこからスタートすべきなのか、生徒の実態及び状況に応じて対応していく必要があると思います。

#### **田浦委員**

ありがとうございます。

#### **木之内委員**

ゆうあい中学校の場合は、教科に自主的に選んだ教科書を追加して使用するという事は考えられるのですか。

#### **義務教育課長**

夜間中学は、特別な教育課程を編成することが文部科学省から認められていますので、その範囲の中で、創意工夫をしながら、授業を作っていくことになる

思います。

**木之内委員**

分かりました。

**教育長**

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第4号 重大事態の調査の実施主体の決定について

**学校安全・安心推進課長**

学校安全・安心推進課です。議案第4号の提案理由の説明の前に、本事案の概要について御説明します。

資料3 ページ「4 本事案の概要等」を御覧ください。当該生徒は、令和3年(2021年)4月に東稜高等学校に入学し、令和4年(2022年)3月末に同校から他校へ転学しています。

令和3年(2021年)7月、当該生徒から担任に「同級生から悪口を言われる」「無視をされる」「SNSグループ内で悪口を言われる」等の3件の事柄について相談がありました。その後も、「学校で当該生徒を無視した行為」「同級生がSNSで当該生徒に対する不満を掲載した行為」が発覚しています。担任は、関係生徒に対する聞き取り調査を実施しています。

令和3年(2021年)9月、当該生徒の保護者から担任へ、心療内科を受診したと伝えられました。2学期に入り、学校は、関係生徒に対して解決に向けた指導を行いました。この間も、言動等を中心に、5件のいじめ行為が発覚しています。

10月に入り、当該生徒は登校しても教室に入れないことが多くなり、10月下旬に保健室にて学習できる登校支援プログラムが開始されました。

3学期に入っても、当該生徒は欠席が続きました。令和4年(2022年)3月、学校は転学などについて保護者と面談を行いました。当該生徒及び保護者は他校への転学を決意するに至っています。

学校は、基本調査(いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定に基づく調査)を実施し、以下の10の事柄をいじめとして認知しましたが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査(同法第28条第1項の規定に基づく調査)が必要であると判断したものです。学校が認知したいじめは御覧のとおりです。

それでは、改めて提案理由を御説明します。資料1 ページを御覧ください。本事案については、今御説明したとおり、いじめの有無及び不登校との因果関係等について、更に詳しい調査を行う必要があると判断されますので、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」並びに「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条」に基づき、調査の実施主体を決定する必要があります。このことが、今回の提案理由です。

次に、調査の実施主体等について、具体的に御説明します。資料3 ページを御覧ください。

「1 調査の実施主体」については、「東稜高等学校いじめ調査委員会（令和5年設置）」としています。

「2 調査委員等」については、「県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下、「専門家等」という。）の3人を含む5人以内」、「委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。」としています。

「3 調査委員の推薦」については、「県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに1人推薦する」、「その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。」としています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

いじめ・不登校対策については、学校や教育委員会も検討しているにも関わらず、なかなか解決できていないのが本県の実態だと思っています。今回、このような形で意思表示をしていただいたことで、その方から聴き取りをすることが可能であり、事案について検討できることは、私たちにとって、とてもありがたいことです。

これ以降、悲しむ人やきつい思いをする人ができるだけゼロになるよう、今回の事案を含めて、しっかりと調査していただき、本県教育委員会や学校として、どのようにすべきか考えていく必要があると思います。

また、メディアでも取り上げられていますが、黒塗りの部分がうまく機能せず、見ることができる状況になってしまったことは、残念に思っています。関係者には、負担になったのではないかと思います。その他にもきつい思いをされている方がおられたのではないかと思います。今回のことも、私たちは反省すべきだと思います。

調査委員会を設置することにより、皆様が納得し、再発がないように取り組んでほしいと思います。また、いじめについて声を上げていない方たちもいることが考えられます。そのような方のためにも、きちんと解決に向かうよう、丁寧に審議していただきたいです。

## 木之内委員

このような形で話が上がること自体が、重大な問題だと捉えています。その中で、話が上がってから、解決に時間がかかりすぎていると感じています。いじめを受け、辛い思いを抱えている生徒にどのような形で早期に解決することができるか、しっかりと検証していただきたいと思います。学校生活は、時間が限られています。そのような中、どのような対処の仕方が最も有効かを検討されることも重要だと思います。

## 田浦委員

調査委員会の調査により、どのように対処すれば早期の解決が図れたのかを明らかにしてほしいと思います。令和3年（2021年）7月に生徒から担任への訴えがあっていますが、学校が関係生徒に解決に向けた指導を行ったのは、2学期に入ってからとなっています。保護者の立場からすると、夏休みに事実確認等を行い対処すれば、2学期は新たな気持ちで学校に登校することできたのではないかと思います。対処できなかった理由は分かりますか。

## 学校安全・安心推進課長

いじめの訴えがあった時点から指導の時期までにブランクがあったのは、学校の基本調査を含めて把握しています。このことについても、第三者委員会でその期間にどのような経緯があったのか、その対応が適切だったかを含めて、調査・検証・評価をお願いしたいと考えています。

## 田浦委員

もう1点、最後のところで、被害生徒と保護者が、学校の転学についての面談に応じています。学校側が転学を進めるとするのは、責任を放棄したと受け止められるのではないかと考えられますが、学校の意図することが伝わって、当該生徒と保護者が応じていただいたことに少し安心していています。気持ちを新たに、次のスタートを切っていただきたいと思います。

## 教育長

今回もいじめの重大事案ということで、数年で何度かこのような事案が発生しています。委員から話があったように、後から事実関係を見たときに、対応に問題が見られることがあります。実際にどこまで対処できたかは分かりませんが、振り返ってみて、反省すべき点が明らかになることが、過去の事例も含めてあります。今後の再発防止も含めて、しっかりと検証していくことが必要だと思います。

## 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

## 教育長

ありがとうございます。

- 報告（1） 熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和4年度（2022年度）対象）について

## 教育政策課審議員

教育政策課です。報告（1）「熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証」について御説明します。

令和2年度（2020年度）に策定した「働き方改革推進プラン」については、毎年度、取組の実績及び課題を整理・検証し、公表することとしています。本日は、令和4年度（2022年度）の検証結果について御報告するものです。

資料の2ページをお願いします。県立学校における評価指標の達成状況は、13の評価指標中、10項目で改善し、3項目で横ばいとなりました。また、黄色で着色している4項目は、令和4年度（2022年度）末時点で目標を達成しました。

個別の項目ですが、「1 勤務時間の適正管理等」では、時間外在校等時間について、月45時間以内の教職員の割合は、前年度から横ばいとなったものの、年360時間以内の教職員の割合は、前年度から改善しました。

「2 教職員の意識改革」では、全体的に改善が見られます。今年度中に全ての県立学校にノー残業デーが設定されるよう働き掛けを進めます。

「3 人材の確保・活用」では、ボランティア等を活用した学校の割合が横ばいとなっているため、地域学校協働活動の周知や部活動推進員の配置拡充に努めます。

「4 業務の削減・効率化」及び「5 保護者等の理解促進」については、今年度中に全項目で目標が達成できるよう未実施の学校への働き掛けを進めます。

「6 教職員の健康サポート」については、引き続き管理職会議等を通じ、労働安全衛生管理の必要性等について周知徹底を図ります。

次に、3ページをお願いします。県立学校の時間外在校等時間の状況については、右側の表と棒グラフは、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの時間外在校等時間の区分ごとの教職員の割合です。右下の棒グラフで、青が月45時間以内、オレンジが月45時間超80時間以内、グレーが月80時間超えの割合です。

令和4年度（2022年度）は、月45時間超えが24.1%で、前年度に比べ改善していますが、月80時間超えの割合は、5.1%で横ばいとなっています。黄色の丸囲みは、年間360時間以内の教職員の割合ですが、令和4年度（2022年度）は54.7%と、令和元年度（2019年度）から9.1ポイント改善しています。左下の折線グラフは、月45時間超えの教職員の月別推移ですが、各月ともプラン策定時から減少傾向にあるものの、令和3年度（2021年度）と比べ、9月や2月は増加しています。これは、令和4年度（2022年度）に、コロナの感染拡大防止策を講じながら、各学校で教育活動を活発化したことが一因と考えられます。

4ページは、県立学校の時間外在校等時間の内訳で、業務ごとの月平均時間数を整理したものです。

5ページをお願いします。市町村立学校の時間外在校等時間の状況ですが、右下の棒グラフで令和4年度（2022年度）の月45時間超えの教職員の割合は令和元年度（2019年度）比で改善したものの、この3年間は横ばいとなっています。

6ページは、市町村立学校の時間外在校等時間の内訳ですが、中学校では部活動が69.2%と最も多くなっています。

7ページからは、令和3年度（2021年度）に設置した働き方改革推進プロジェクトチームの主な取組状況です。

8ページをお願いします。8ページの校務ICT化PTですが、学校・保護者間のDXの推進については、連絡のデジタル化の試行等を行い、今年度、全県立中学・高校で連絡アプリを導入します。校務支援システムについては、特別支援学校で教務支援システムの試験運用を行い、今年度から本格運用を開始しています。文書事務の簡素化・効率化については、文書受付等を自動化するRPAソフトの導入について業者と契約を済ませており、本年11月から本格運用に向けて準備を進めています。また、新たに、デジタル採点・分析ソフトについても、今年度検証を進め、来年度以降の全県立中学・高校導入を検討しています。下の、学校徴収金PTでは、学校徴収金システムの試行運用を行い、今年度から、全県立学校で本格運用を開始しています。

9ページの給食費公会計化PTでは、規則の制定等を進め、今年度から、対象の県立学校で運用を開始しています。また、市町村教育委員会に対しても、公会計化の導入に向けた支援を行い、今後も引き続き支援を行います。

課外PTでは、県立学校において学習支援ツール等の活用を推進し、今年度以降の早朝課外の廃止を生徒保護者等へ周知しました。農場管理PTでは、農場の適正規模化に向けた売却可能な農地の評価等に着手し、引き続き学校の状況を把握しながら、農地の選定、売却手続等を進めます。

10ページの部活動PTでは、中学校の休日の部活動の段階的地域移行に向けた計画策定や、県立高校への適正な部活動設置数の目安の提示などを行ったほか、関係団体と連携し、今年度以降の中体連陸上大会の夏季大会移行など、大会運営の見直しを進めました。引き続き、市町村や関係団体等と連携して取組を進めます。

11ページをお願いします。11ページからは、PT以外の主な取組ですが、まず、勤務時間の適正管理等では、上限方針の策定について、県立学校に在籍等時間の適正管理等を周知徹底したほか、上限方針未策定の市町村に取組を促しました。引き続き、方針の周知徹底、働き掛けを行います。

12ページをお願いします。教職員の意識改革のうち、4段目の学校評価については、県立学校では、業務改善や働き方改革に関する項目が全て設定されています。一方、市町村立学校では未設定の学校がありますので、引き続き、市町村への働き掛けを進めます。

13ページのアドバイザーによる働き方点検では、民間コンサルタント等をアドバイザーとして学校に派遣して、各校の実情に合わせた業務効率化等を支援し、事例集による普及を図りました。引き続き、アドバイザーの活用、好事例の普及に取り組みます。

14ページの人材の確保・活用では、2段目の専門的人材等の活用について、教員業務支援員やICT支援員など、教員の負担軽減を図る人材の配置拡充など行いました。引き続き、人材の配置拡充など教員の支援体制の充実を図ります。

16ページの業務の削減・効率化では、1段目のICTの活用について、効果的な活用に向けた研修等を実施したほか、県と市町村でGIGAスクール構想推進連絡協議会を設置し、事例共有等を行いました。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、必要な支援を行います。

17ページの保護者等の理解促進と教職員の健康サポートについては、先ほど説明しましたので、割愛します。

18ページをお願いします。県立学校における取組状況ですが、県立学校はチェックシートで自校の取組状況を確認し、県に提出してもらっています。教職員の健康サポートが100%達成されているほか、いずれの指標も数値が向上しています。

最後に、19ページをお願いします。今後の展開ですが、時間外在籍等時間は、プラン策定時から減少しているものの、毎年の減少幅は鈍化傾向にあることから、更なる働き方改革に取り組み、教職員の尚一層の負担軽減を図っていく必要があります。喫緊の課題である教員不足の早期解消を図るためにも、「できることは全て行う」という決意で、働き方改革に全力で取り組むこととしています。

今年度は、プランの最終年度であることから、評価指標の達成に向けて取組を加速していきたいと考えています。さらに、令和6年度（2024年度）以降の次期プランの策定に向けて、働き方改革のあり方等に係る国の議論の動向等を踏まえつつ、教職員アンケートの実施等により、学校現場の意見を適切に反映しながら、より実効性のある取組を検討し、実施可能なものから、早期に取り組んでいきます。

なお、教職員アンケートについては、令和5年（2023年）7月26日付けで県立学校及び市町村教育委員会へ依頼したところであり、8月末の提出期限後、速やかに集計・とりまとめを行い、11月の定例教育委員会で結果について



御報告する予定です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 三淵委員

まず、ＩＣカードで出退勤の管理を徹底させるという話でしたが、まだそのような管理ができてない学校がどれくらいありますか。

また、頑張っていらっしゃると思いますが、時間外勤務については、教職員への指導が大切だと思います。私の場合は、医師の働き方改革が今進んでいて、基本的には「自己管理の徹底」ということで、１ヶ月の勤務計画を作成させたり、勤務状況の把握も厳しくしたりして、ぶら下げたビーコンで感知して、出退勤を把握するといったことを行っています。それが良いとは思いませんが、そのようなＩＣカードによる出退勤の実態把握ができていないところがどれくらいあるのか教えてください。

もう１点、結局、教員の数を増やすことが大切だと思いますが、それが難しい中で、いろいろと工夫して支援員を導入されています。しかし、そこも足りないのではないかと感じています。

私たちドクターの場合は、「ドクタークラーク」というものが、この１０年ぐらいで充実してきています。文書作成などは、派遣会社の方が勉強して、いろいろとやっていただけるので、私たちはチェックするぐらいで済むようになっています。そのような民間の支援員は、ソーシャルワーカーなどの資格を持った方との話が出ていましたが、もっと民間の力を活用できないのかと思いました。

## 教育政策課審議員

ＩＣカードでの打刻については、県立学校では全校で導入しています。一方、市町村立学校では、（ＩＣカードを含む客観的な時間外在校等時間の把握について）未導入のところは４団体ありますので、そちらについては、引き続き、導入に向けた働き掛けを行っていきたいと考えています。

また、支援人材の導入については、御指摘のとおり、これまで教員業務支援員やＩＣＴ支援、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置等を進めていますが、一例として、ＩＣＴ支援員については、特に有資格ではなく、民間の力をお借りして、委託によって行っているものもあります。

また、各学校に導入している教員業務支援員についても、特に有資格ではありませんので、学校のニーズ等をきちんと把握しながら、必要なものについては、その拡充も検討していくことが必要と考えています。このような点についても、今、学校にお願いしているアンケートを通じて、現場のニーズをしっかりと把握した上で、必要な人材をしっかりと配置することができるように、検討を進めていきたいと考えています。

## 西山委員

７ページですが、この働き方改革というものが、全ての物事の原点になると思っていますし、この改革が進めば、いろいろな課題が解決していくのではないかと期待も持っています。

そのような中で、この６つのプロジェクトチームで取り組んでいただき、成果を出していただいていると思いますが、実施体制について、あまりプロジェクトチームの人数が多くなるのは問題ですが、私は現場の教員を半分くらいは入れてよかったのではないかと思います。また、現場の教員を入れるとしても、リモートで入っていただければ良いと思うのですが、まず、今回のこの取組では、その

ようなことはされてなかったのですか。

#### **教育政策課審議員**

各プロジェクトチームについては、庁内の関係各課以外に、公立学校の校長会や特別支援学校の校長会、事務長会の方から推薦いただき、それぞれの会議の代表の方にも御参画いただいて、御意見も伺いながら進めてきました。

#### **西山委員**

次期プランについては、今月教職員へアンケートを取り、とりまとめられるということで、6つの取組項目以外にも、いろいろと意見が出てくるのではないかと期待はしているのですが、その課題解決については、是非、現場の教員にも入っていただけたらと思います。現場はお忙しいので、先ほど申し上げたようにリモートで良いと思いますが、入っていただきながら、その解決策を探った方が良いと思います。

特に、企業のものづくりの話でいうと、課題解決の回答は、現場にあります。現場の人が一番よく分かっているということがありますので、やはり、現場の方が主体となって進めていくような働き方改革を進めていただきたいと思います。

今回、最後の19ページに、「現場の意見を適切に反映しながら取り組む」という言葉も書いてあります。是非、プロジェクトチームにきちんと若手や中堅といった現場の教員の方々を入れていただくと大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

#### **教育政策課審議員**

次期プランについては、今後検討を進めていきますが、ただ今の御意見等も踏まえて、実施体制も含め、現場の意見をいかに反映できるかという観点から、しっかりと検討したいと思います。

#### **田浦委員**

中学校の教職員の時間外在校等時間の件ですが、社会体育への移行が実現できれば解消されるのかと思うのですが、私の地域に、八代の市民体育祭に出場するスポーツの団体がいくつもあります。その中で、中学校の部活動と同じ競技をされている団体の選手の方に、部活動の指導員として入っていただけないかと考え、中学校の校長先生にも相談したところ、校長先生からコンタクトをとっていただくことになりました。

しかし、社会体育に移行する場合には、指導者に全部負担がかかるので、なり手がいないという点が問題になると思います。自分自身のことを考えても、仕事をしている時間帯であることから、まず難しいと思いますし、対価が払われないのに拘束されたり、土日に試合があったりと、相当な負担がかかるので、私でも指導員にはなりたくないと思ってしまいます。

そこで、そのようなスポーツ団体の方に来ていただけたら、ローテーションを組んで、一人ひとりの負担が少ない形で進められたらどうかと思います。

その校長先生からは、おそらく、休日の練習についてお願いできないかというお声掛けをされているのだらうと思いますが、これが少しずつ進んでいき、地域でその地域の子どもたちを見るといったモデルケースに将来的になってくれたら良いなと思います。

#### **体育保健課審議員**

貴重な御意見ありがとうございます。部活動を地域に移行する中で、まずは休日からということで、現在、取組を始めているところですが、田浦委員御指摘のとおり、指導者の確保が課題の1つになっています。

その課題の1つが、通常、中学校では午後4時ぐらいに授業が終わるため、そこからの時間での対応が難しい方もいらっしゃるということです。

報酬については、また少し別の問題があります。例えば、クラブチームとなれば、そのクラブチームの中で、コーチに対して報酬を払うという形になりますので、報酬については、また今から取組が進んでいくと思います。

子どもたちが自分のやりたいと思うスポーツができるよう、今後も取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### 西山委員

今の部活動の話もそうですが、10ページで「地域移行推進委員会を設置し」ということで、そのような委員会や協議会を作って進めていくということでのよろしいかと思いますが、元々、子どもを育てる中で、「5者を育てる」という言葉があります。子ども・親・学校・地域・行政ということですが、その中で、地域と行政との連携をもっと深めるべきだと思いますし、先般も氷川町に行ったときに、地域学校協働推進員の方がいらっしゃいましたが、そのような方々と連携しながら、いかに教育を地域や行政が見守っていただけるような環境を作るかということについて、部活動も含め、取り組んでいただきたいと思います。

このようなことを申し上げたのは、実は先般、多様性ダイバーシティで、活躍している女性の話を聞いたときに、地域でみんなが見守ってくれているから、自分は仕事に行ける、地域の皆さんが「何々さん元気にしているか」という声掛けをしてくれるといった環境にあるので、自分も安心して仕事ができるということを発表されていきました。

「地域で育てていく」という仕組みを作っていく必要があると思いますし、特に田舎の方では、小規模校が多数ありますので、このような環境が整えば、優秀な方が地域の活性化のために戻ってくるということも、1つのスキームとしてあり得ると思います。是非、地域と行政を巻き込んでいただきますようお願いいたします。

#### 田口委員

まず、教員でなければできない仕事と、そうではない仕事のすみ分けが大切だと思います。そして、そうではない仕事の一部に、支援人材の活用があると思います。熊本市教育委員会と熊本大学は、連携協定を結んでいて、例えば、放課後の部活動についても、当大学の学生が、アルバイトも兼ねて指導に行くという体制が以前からありました。

さらに、最近では、昼間の空いている時間に学校に行き、教員のお手伝いをすることで、学生にとっては学びの場になり、学校にとっては支援してくれる人がいて、随分負担を軽減できるのではないかと思います。

しかし、熊本市には多くの大学があるので、このような学生の活用が可能ですが、熊本市以外については、先ほどから出ている地域学校協働活動と連携しながら、学校に協力いただく方々を増やしていくしかないのではないかと思います。

以前、この教育委員会で、放課後に高齢者の方々が、習字の時に赤字を入れたり、九九の練習を聞いたりするといったように、いろいろな支援をされているところを見学しました。それだけでも、教員にとっては随分助かるし、子どもたちも喜んで学習していると思いました。

地域学校協働活動は、本県では、それぞれの地域でしっかりと根付きつつありますので、是非、それを活用していただきたいと思います。

#### 教育政策課審議員

ありがとうございます。資料の15ページに人材の確保・活用ということで、

ボランティアの活用という項目があります。例えば、県の統括アドバイザーを中心に、市町村に対して、地域学校協働活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員等の発掘・確保等に関する指導・助言を行うという形で取り組んでいて、市町村でもそのような推進員等の配置が進んでいる状況もあります。

また、近年はコロナ禍で、なかなかボランティアの活動が制限されていた部分もあると思いますが、アンケート等を通じて、学校の中だけでは解決できない、地域や保護者等の理解が必要な取組も当然出てくると思います。

次期プランに向けて、このような地域との連携、保護者との連携といったところは非常に重要になると思いますので、そのようなところも含めてしっかり検討し、改革が進むよう取り組んでいきたいと考えています。

#### 田口委員

部活動の指導についてです。私のところに来ている、中学校でも指導をされている現職派遣の大学院生の先生が、土日に指導をしなくても良くなった分、御自身のお子さん通われている小学校の部活動を、ボランティアで地域住民として支援されているようです。

このように、教員の中でも、保護者や地域住民として、それほど移動距離がなく、自分たちの子どもが、以前お世話になった、または、現在お世話になっている部活動であれば、お手伝いしてくださる方も出てくるのではないかと思います。

また、退職された教員の協力をいただくのも良いと思います。

#### 木之内委員

先ほどから、いろいろと学生の皆さんの話がありましたが、東海大学でも、農学部が臨空キャンパスに移ったので、西原村とスポーツに関する協定を結ぶことにしています。

まず、学生側からすると、地域のクラブや高校・中学校で指導をするということは、レギュラーなどトップクラスの学生にはそのような時間はありませんが、なかなかレギュラーにはなれない学生にとっては、1つのモチベーションとして、自分たちのやっていることの価値を認識する非常に良い機会にもなります。

もう1点、震災の後に、当大学の学生が避難所に行き、放課後の学習支援をしていましたが、避難所がなくなって、そのような機会や集まる場所がない中で、学校側で何らかのスキームを作る、例えば、中学校において、身近な先輩である高校生が、中学校の後輩たちの面倒を見てあげる仕組みを作ってはどうかと思います。小学校でできるか分かりませんが、中学生が小学校で教えるというのもあり得ない話ではないと思います。

私の孫が波野の小学校と中学校にいますが、波野は小学生と中学生が同じ場所において、一貫校のようなものなので、幼稚園から小学校、中学校までみんなを知っていて、自然とお兄さんやお姉さんたちが面倒を見るといった部分があります。

そのような部分を、県教育委員会としてフォーカスしながら、仕組みとして位置付けていくと、高校生や中学生などの学生が、そのようなところに手を挙げていきやすくなるのではないかと考えています。

全くそのようなシステムや仕組みがない中で、よほど前向きな子でなければ、高校生や大学生が自分たちでその仕組みまで作るというのは、非常に負担が大きく、難しいので、そのような仕組みを検討したら良いと思います。

私も中学生の時に、吹奏楽でなかなか上に行けず、ものすごく悔しい思いをしました。そのため、中学生に金賞を取らせるために、卒業と同時にOB会で指導するチームを作り、ローテーションを組んで指導したところ、私たちが高校3年

生の時に金賞を取りました。

しかし、PTAが、練習ではなく、演奏会をあちこちに組んだため、OB会とPTAがもめてやめてしまったということがありました。その時は、学校側が仲裁に入ることはありませんでした。あまりガチガチにするのは良くないと思いますが、そのような調整を仕組として、学校や県教育委員会として行ってはどうかと思います。

今の学生を見ていると、非常にボランティアや人のためになりたいという気持ちですが、我々の時代より強いと思います。我々の時代は、どちらかというと、自分たちが稼がなければという気持ちが強くありましたが、今の学生は、社会がより幸せになって欲しいという気持ちや、何か人のためになりたいという意識が、昔よりとても強いと思います。

だからこそ、そのようなものを上手にマッチングさせる仕組が必要ではないかと思いますので、是非、御検討ください。

### 田口委員

これも、以前一度御紹介した例ですが、美里町には中学校が2つありますが、町の中には塾がないため、保護者が送り迎えできる子どもたちは、松橋の塾に通えますが、そうでない子どもたちはそれがかなわないということで、公営塾を3、4年前に作られて、そこに熊本大学教育学部の学生や大学院生が指導に行っています。

アルバイトとして、週2回、各学校から1人か2人ずつ出向くのですが、彼らにとっても教える練習にもなりますし、教えたら喜んでもらえるといった教員としての喜びなども感じ取ってくれているようです。

最初は、こちらで学生を集めていましたが、今はサークルのような形で、先輩たちが運営してくれる後輩を見つけてくるといったように、安定的に活動ができています。

授業外の活動ではありますが、学校での学びに少し遅れをとっている子どもたちを、このように放課後に支援するというのは、教員にとっても、少しは仕事の軽減につながっているのではないかと思います。

また、美里町出身の学生にその中に入ってもらい、出身中学校で教えたり、近隣の人たちを集めたりするといったように、その地域に愛着を持っている人たちが関わってくると良いなという方向で運営しています。

### 教育長

他はよろしいですか。

○報告(2) 令和5年度(2023年度)全国学力・学習状況調査の結果について

### 義務教育課長

報告(2)「令和5年度(2023年度)全国学力・学習状況調査の結果」について、御報告します。

まず、結果の概要についてです。教科に関する調査結果について、数値の詳細は裏面の「3」に記載していますが、小学校では、国語は全国平均とほぼ同じ状況であり、算数は全国平均を下回っていました。

中学校では、国語は全国平均とほぼ同じ状況であり、数学と英語は全国平均を下回っていました。

児童生徒が回答する質問紙調査結果は、次ページの「4」に記載していますが、

児童生徒質問紙では、「授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用している」「学校に行くのは楽しい」等と回答した割合が、全国平均を上回っていました。

一方で、「授業で、自分の考えを発表する機会では、自分で工夫して発表している」等と回答した割合は、全国平均を下回っていました。

学校が回答する学校質問紙では、「近隣等の小学校、中学校、いわゆる小学校中学校合同で、授業研究を行うなど、合同で研修を行った」、「教員が授業で問題を抱えている場合、率先してそのことについて話し合うことを行った」等と回答した割合が、全国平均を上回っています。

次に調査の概要についてです。本調査は、今年4月18日（火曜日）に実施されました。調査の目的や対象、参加状況等については、資料の調査の概要（1）から（6）までに書いてあるとおりです。

次に、2ページを御覧ください。「教科に関する調査結果」の表中の数値は、平均正答率を示しています。また、国の値は、小数点第1位まで公表されていますが、県の値は、平成29年度（2017年度）から整数値で公表されています。

表は、令和4年度（2022年度）と比較して示していますが、英語に関しては、4年ぶりの実施となるため、令和元年度（2019年度）と比較して示しています。結果については、先ほどお伝えしたとおりです。

「質問紙調査に関する調査の主な結果」では、この資料に載せているものは、70数項目の中からいくつかピックアップしているものです。第3期「夢への架け橋」教育プランや、本県の学力向上に向けた施策である「熊本の学び推進プラン」、「『熊本の学び』アクションプロジェクト」に関連する項目の中から、成果や課題があったものを示しています。

成果については、冒頭の概要でお伝えしましたが、課題についていくつか述べます。質問紙項目の中で、「授業で課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むこと」「家で自分で計画を立てて勉強すること」といった、いわゆる学びに向かう姿勢や主体性に関する項目が、依然として全国平均より下回っている状況にあることです。

また、これ以外にも「自分で考えること」などの「自分で」という項目の値は、総じて低い状況にありました。

本課においては、各学校が今回の結果を分析し、明らかになった課題に対して、校内研修等で改善策を講じる、いわゆる課題があったことに対して皆で知恵を出し合って次の一手を考える「PDCAサイクル」の取組が更に充実するよう、各教育事務所や教育センターと連携しながら支援を行っていきたいと考えています。

また、本課が直接行う研修や会議、例えば「ステップ・アップ研修」やオンラインで行っている「わくわくサークル」等において、今回の結果を踏まえて、更に研修の中身を精査・焦点化を図り、効果の上がる研修や会議とするとともに、各学校が校内研等で使用しやすいような課題解決に向けた参考資料を作成して、学校や市町村教育委員会に提供する予定です。

引き続き、「本県の子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する」という目標のもと、次の検証の場となります12月実施の県学力・学習状況調査で成果が表れるように、学校や市町村教育委員会と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

報告は、以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 三淵委員

学力調査の結果は、平均程度であればいいのではないかと私自身は思います。タブレット等の活用状況が全国よりも良いということですが、タブレット等で学習した良さが、テストに反映されていないように思います。その辺りの分析等はされていますか。また、全国的に結果が良かった県とそうでなかった県の傾向などは分かりますか。

## 義務教育課長

I C T等の活用については、本県の特徴として、全国に比べて高い数値が出ています。ただし、どのような場面で使うのか、例えば、ドリル的に使うのか、数人で協働学習の際に使うのか等、様々なI C Tの活用方法がありますので、それらの好事例を収集して、各学校に提供したいと考えています。

また、分析の件については、質問紙調査の主な結果ということで、先ほども説明しましたが、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という項目において、本県は全国と比べて低い状況にあります。

また、「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」という項目に対しても、本県は低い状況にあります。これを学力上位県と比較すると、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考えて、自分から取り組んでいましたか」という質問の肯定的な割合は、本県の小学校は75.6%であるのに対して、秋田県は約84%です。また、「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」という質問に対して、本県は68.5%、他県の上位県では80%に近い数値を出しています。これらを分析しているところですが、「学びに向かう力」が大きく影響していると感じています。

## 三淵委員

非常に参考になりました。「学校に行くのは楽しい」というのは、本県は高いようですが、学力上位県はどうですか。

## 義務教育課長

これについても、秋田県、石川県、福井県と比較しましたが、石川県は本県よりも下回っていました。秋田県と福井県は、ほぼ本県と同じ状況でした。

ただし、通常「学校は楽しい」の数値が高い県は「数学の内容は分かりますか」「国語の内容は分かりますか」という項目も総じて高いです。しかし、本県の場合は、「数学の内容は分かりますか」「国語の内容は分かりますか」という項目は全国値よりも低いですが、「学校は楽しい」と答えています。これは本県の子どもたちの良さとも感じています。

## 田浦委員

「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という数値が高い県は、どのような動機付けをされているか分かりますか。

## 義務教育課長

質問紙調査の結果だけですので、細かいところまでは分かりませんが、例えば、福井県では、宿題はやってくるのが当たり前、ほぼ100%やってくるそうです。その理由としては、祖父母と同居している家族構成が多いということも過去のデータに出ていたと記憶しています。現状として、秋田県や石川県等の数値が高い具体的な理由までは把握していませんので、当該県とも情報の共有を図りながら、研究を進めていきます。

## 田浦委員

ありがとうございます。先日、安藤忠雄さんの講演と国際バカロレアの説明会に参加させていただいたのですが、共通していると思ったのが、「考える力をもった子どもを育てないといけない」ということと、「自分の考えを述べられる人になることを目標にしている」ということです。

また、バカロレアの教育では「学び方を学ぶ」というのがあったのですが、インプットした膨大な情報をどう分析して表現するか、問いの内容に応じて、どう表現すると良いかを学ばれているとのことでした。

質問紙調査の項目の中に、「授業で自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか」というのも、訓練が大切だと思います。自分の考えをどのように表現すれば良いのかを、授業の中で何パターンも考えたり、教わったりすることも、大切ではないかと思いました。

## 西山委員

「授業では、課題の解決に向けて、自分で考えて、自分で取り組んでいましたか」や「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」の項目について、秋田県が高い理由は、家庭学習ノートの取組だと思います。家庭学習ノートを小学校からずっと取り組んでいくことで、能動的な学びができていると思うのですが、先生方の働き方改革が進んでいかないと、この取組も難しいと思います。今後、働き方改革が進んだ際は、家庭学習ノートの充実を図っていただくことで、能動的な学びの実現が身に付くのではないかと考えています。

## 義務教育課長

ありがとうございます。本県の小中学校も「自主学習ノート」の取組は数多くの学校で取り組まれていると思いますが、私自身が課題意識を持っていることは、その自主学習ノートをさせっぱなしになっているのではないかとということです。

子どもたちは、「今日は何を勉強しようか」「今日は何ができるようになりたいか」と思ってやっているのか、「しなければいけないから」「とりあえず1ページやればいいのか」となっているのかという、取組の質や子どもたちのマインドを丁寧に見取りながら、変えていくことが大切ではないかと考えています。

例えば、「今日はなぜこの勉強をやってきたの。」と問い返すような小さな積み重ねを行っていくことが、重要ではないかということ、校長会等でも伝えていきたいと思っています。

## 西山委員

ホームページ等で優秀事例等を共有することで、子どもたちも「こういうやり方もあるんだ。」と気付き、レベルアップにつながると思うので、もっとPRすることも大切ではないかと思います。

いずれにしても、家庭学習は能動的な学びの原点だと思いますので、よろしくお願ひします。

## 田浦委員

先ほどの安藤忠雄さんの件ですが、「好奇心」について、「物事を追求することが力をもってくる」とおっしゃっています。家庭学習ノートも好奇心だと思います。自分が知りたいと思うことについて調べて、知識が増えることで満足感や達成感が得られるのではと思います。北九州に梅田さんという子がいて、自分が興味のあることについては、とことん調べ上げるのですが、その子の家庭学習ノートはものすごく厚く、何冊もあります。自分の知的好奇心を満足させることを



徹底されていて、インプットの量もすごく膨大で、それが表現することにもつながります。知的好奇心を刺激することが、1つの鍵だと思います。

**教育長**

ありがとうございます。この全国学力・学習状況調査は、いつも数値が発表されて、平均と比べられますが、それも評価の基準とされますので、分析を行い、良いところは取り入れていただければと思います。

また、今後、学力向上関係の会議もあると思いますので、しっかりと協議していきたいと思います。

**教育長**

他はよろしいですか。

**教育長**

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

**教育長**

ありがとうございました。

引き続き、よろしく申し上げます。

## 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）9月7日（木）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

## 7 閉会

教育長が閉会を宣言した。正午。